

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏
まえた工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただきましたところ です。

このたび、令和3年4月1日に、1府2県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたことを踏まえ、まん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

事務連絡
令和3年4月5日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に
関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）後における工事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月1日に、1府2県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。新型コロナウイルス感染症への対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月1日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。基本的対処方針においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められるものです。これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業

種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なお対応を宜しく願います。

また、「三つの密」対策等の更なる徹底や、感染リスクが高い場면을回避する対策の実効性を高めるための環境づくり等について、別添1のとおり建設業者団体宛に送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、これまでも、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときには、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行うようお願いしてきたところですが、これらの措置については、引き続き、同様の取扱いをお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添2のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

国会公契第1号
国官技第2号
国官総第1号
国営管第4号
国営計第9号
国港総第7号
国港技第2号
国空予管第7号
国空空技第2号
国空交企第2号
国北予第1号
令和3年4月5日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月1日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示が行われ、同4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。また、令和3年4月1日に改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められることは言うまでもない。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月7日付け国会公契台29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号。以下「1月7日通達」という。別添）において、受発注者による協議や入札等の手続、感染拡大防止対策に係る設計変更等について取扱いを定めたところである。

工事等に関しては、対処方針では、重点措置区域における取組等として、関係都道府県知事が事業者に対して、職場への出勤等について「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向けた取組を働きかけるなど、緊急事態措置を実施すべき区域と同様の対応を行うこととされていると思料される。このため、重点措置区域における工事等の対応については、1月7日通達の緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応に基づき実施されたい。なお、重点措置区域外における工事等における対応については、引き続き1月7日通達の緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応に基づき実施されたい。

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏
まえた工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の
対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工
事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡）等により、適切な対
応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月1日に、1府2県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象と
して、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止
等重点措置に関する公示が行われたところです。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3
年4月1日変更））では、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川
や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点
措置時も同様に事業の継続が求められるものです。また、「三つの密」を徹底的に避け
る、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的
な感染対策を行うことをより一層推進し、クラスターの発生を抑えることが、感染者、
重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとされており、さら
に、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防
する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避するこ
と等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等
を促していくこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきまして
は、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月
14日（令和2年12月24日改訂版）」等を参考に、引き続き、アルコール消毒液
の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換
気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴
う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じるなど、適切なお対応をお願いいた
します。

なお、まん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた対応について、別添1のとおり
地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送
付しておりますので、参考まで送付いたします。